

要綱等の制定改廃及び管理に関する事務処理要綱

平成6年4月1日施行

最終改正 令和4年5月6日施行

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例、規則及び訓令（甲）以外の規程（以下「要綱等」という。）の制定改廃及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(要綱等の種類及び内容)

第2条 要綱等の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 要綱 主に反復継続する事務について、その執行基準、手続等を定める次に掲げるものをいう。

ア 行政指導等についての基準、手続等を定めるもの

イ 補助金の交付その他の給付事務の手続等を定めるもの

ウ 庁内の委員会等の設置及び運営について定めるもの

エ その他事務事業の執行に係る手続、基準等を定めるもの

(2) 要領

ア 条例、規則、訓令及び要綱の委任等に基づき、条例、規則、訓令及び要綱の施行に関する実施細目等について定めるもの

イ 事務事業の執行に係る手続、基準等を定めるもの

2 要綱等は、前項の種別ごとに作成し、題名には原則としてその種別の名称を用いるものとする。

(制定改廃の方法)

第3条 新たに要綱等を制定する場合は、原則として、要綱にあっては条例、規則及び訓令（甲）に準じて規程形式をとるものとし、要領にあっては箇条書の形式をとるものとする。

2 要綱等の一部を改正する場合は、原則として、新旧対照表の方法によるものとする。

3 要綱等を廃止する場合は、原則として、決裁の方法によるものとする。

(周知)

第4条 要綱等を制定したときは、当該要綱等を千葉市ホームページに掲載し、改正したときは、当該改正箇所を反映した要綱等を千葉市ホームページに掲載し、廃止したときは、当該廃止した要綱等を千葉市ホームページから削除するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、要綱等が次に掲げる事由に該当すると所管課長が認めるときは、当該要綱等を千葉市ホームページに掲載しないこととすることができる。

(1) 千葉市情報公開条例(平成12年千葉市条例第52号)第7条各号の不開示情報が含まれていること。

(2) 一過性の募集要項である等、当該要綱等の内容の改正を当該期間内に実施することを想定していないこと。

(3) 当該要綱等に係る事務を停止していること。

(4) 前各号に掲げる事由のほか、千葉市ホームページに掲載することに支障があること。

(要綱等の管理)

第5条 要綱等は、所管課において適正に管理しなければならない。

2 所管課長は、要綱等を制定改廃したときは、局の主管課に1部送付するものとする。

3 主管課長は、局の所管に係る要綱等について簿冊(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この項において同じ。))を含む。)を作成し、前条第1項の規定により千葉市ホームページに掲載する要綱等については、その写し(電磁的記録にあっては、用紙に印刷したもの。次項において同じ。)1部を総務局総務部政策法務課市政情報室長(以下「市政情報室長」という。)に送付するとともに、常に整理保管しておくものとする。

4 市政情報室長は、前項の規定により主管課長から送付を受けた要綱等の写しを市政情報室において閲覧に供するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、要綱等の制定改廃及び管理に関

し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月3日から施行する。ただし、第5条第2項及び第3項の改正規定（「一部」を「1部」に改める部分に限る。）は、同年5月6日から施行する。